［様式1］

作成課　　社会教育課

令和5年度　施設管理運営事業評価票

1 評価対象施設

公の施設の名称		宝塚市立公民館（中央・東・西）			
所在地		中央：末広町3番53号　東：山本南2丁目5番2号　西：小林2丁目7番30号			
指定管理者	団体名	アクティオ株式会社	指定期間	開始日	平成31年4月1日
	所在地	東京都目黒区東山一丁目5番4号　KDX中目黒ビル6階		終了日	令和6年3月31日
選定方法		公募	評価実施年		指定期間5年のうち4年目
施設設置目的		市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。			
主な実施事業		（1）定期講座を開設すること。 （2）討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 （3）図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 （4）体育、レクリエーシヨン等に関する集会を開催すること。 （5）各種の団体、機関等の連絡を図ること。 （6）その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 （7）宝塚市教育委員会が必要があると認める事業			

2 利用状況（目標と実績）

成果指標		単位	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
a	3館の利用人数合計	人	363,000	374,895	300,000	231,024	260,000	227,523	280,000	307,743
b	3館の利用率平均	%	52	39	40	39	39	38	42	45
c										
d										
e										

3 指定管理業務にかかる収支状況

（単位：千円）

区　分		令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算
収入計	A	219,311	208,131	214,916	234,148
指定管理料		179,019	180,117	178,231	179,822
利用料収入	C	19,928	16,619	20,687	24,534
自主事業収入		143	217	1,020	1,949
その他		20,221	11,178	14,978	27,843
支出計	B	219,650	208,089	214,854	234,653
指定事業費		219,057	207,915	213,897	232,200
内、人件費	D	75,253	71,712	72,156	77,150
内、再委託料	E	79,334	80,031	77,434	76,945
自主事業費		593	174	957	2,453
事業収支	A−B	(339)	42	62	(505)
利用料金比率	C/A	9.1　%	8.0　%	9.6　%	10.5　%
人件費率	D/B	34.3　%	34.5　%	33.6　%	32.9　%
再委託費比率	E/B	36.1　%	38.5　%	36.0　%	32.8　%

・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。
・着色セルは、自動計算としている。
・事業費は、前年度以前の決算を記載する。

補足説明	平成31年4月から指定管理者制度を導入（指定管理者：アクティオ株式会社） ①西公民館空調設備外改修工事のため、令和3年12月1日～令和4年5月31日の間、臨時休館とした。 ②令和4年度決算における収入（指定管理料）には、西公民館休館に係る補填を、収入（その他）には宝塚市物価高騰等対策指定管理者継続支援金を含む。 ③新型コロナウイルス感染症は縮小期にさしかかり、各種の利用緩和措置を進めた。

4 評価

注）自己評価・・・指定管理者　所管評価・・・施設所管課

評価項目		評価基準	自己評価	所管評価
①サービスの履行の確認	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	A	A
		必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	B	B
		事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	A	A
	外部委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	A	A
		外部委託業者に対して協定書等を遵守させている。	A	A
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令等を遵守している。	A	A
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	B
	情報公開	情報公開に関する法令等に準じた運用を行っている。	A	A
		協定書に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A	A
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	A	A
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A
		市、関係団体等との連絡調整を適切に行っている。	A	A
	緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	A
		緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	A	A
		緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行った。	A	A
	財務状況	団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A
	《 総 括 》	**「業務の実施体制」に関する評価　【標準18項目／本施設＿項目】**	A	A
②サービスの質の評価	施設管理	協定書に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A
	利用者対応	利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。	A	A
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A
		言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
	事業運営	事業計画に即し、受託事業を実施している。	A	A
		施設の目的に添った自主事業を実施している。	A	A
		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A	S
	維持管理	仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。	A	A
		仕様書等に従い、施設や設備の保守管理を行っている。	A	A
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	A	A
		協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	A	A
		要望、苦情等を整理し、遅滞なく市に報告している。	A	A
	利用者アンケート等	利用者アンケート調査等を実施し、その結果が妥当である。	A	A
	利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	A	A
	《 総 括 》	**「業務の内容・水準」に関する評価　【標準18項目／本施設＿項目】**	A	A
③安定性	経理事務	専用の口座、帳簿等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	A
	《 総 括 》	**「経費の収支等」に関する評価　【標準4項目／本施設＿項目】**	A	A
指定管理者所見（成果、課題、今後の改善点等）		新型コロナウイルス感染について、年度後半は感染縮小期のため緩和対策を適切に実施した。空調工事による西公民館の休館は前年度から本年度5月まで続き、再稼働後も以前の稼働率は戻らず、若干影響があったと考えられる。事業については、引き続き市民の学びの場を提供しつつ、新たな層の利用拡大に向けた展開を図ってきた。受講者は、感染縮小期で増加した。新たにトライやるウィーク受入や社会教育主事実習生受入、また関係機関との連携を進めるなど、外部機関との関係や連携の充実を果たすことができた。より充実した組織体制のため、「統括」と「中央公民館館長」それぞれを専任とする体制とした。社会教育主事講習は、感染状況の緩和により再開したため、資格取得者を1名輩出することができた。次年度さらに1名、資格取得者を輩出していく。年度途中、外注先のマネジメントをより周到に行うため、会議体を設置し、相互の連携、調整の充実を図った。指定管理期間も後半となり、全体として運営や事業の再確認を行い、5年目の取組に活かしていく。		
施設所管課所見（成果、課題、今後の改善点等）		新型コロナウイルス感染、西公民館の大規模修繕等の変化が求められることが多かったが、適切かつ迅速に対応していた。また、連続講座やフィールドワークなど多様な事業の展開や、季節や時勢に応じた展示を開催することで利用者の生涯学習及びサービス水準の向上に寄与していることは、大いに評価している。トライやるウィークや社会教育主事実習生の受入れなど学校教育と連携するなど、外部機関との積極的な連携は今後も続けていただきたい取組である。社会教育主事又は社会教育士の資格取得者は、1名増加しているが、1館1名の配置までは至っていないため、次年度も継続して資格取得者の増加を期待している。個人情報保護については、研修等の実施も積極的に取り組んでいるが、管理の徹底を職員全員で遵守すること。		
前年評価		A	**総合評価**	A

※評価区分

評価基準:	S	＝ 協定書等の水準を大きく上回っており、優良である。
	A	＝ 協定書等の水準を満たしており、良好である。
	B	＝ 協定書等の水準を満たしているが、一部改善が望ましい。
	C	＝ 協定書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。
《総括》:	S	＝ 評価基準が全てA以上であり、かつSが過半数である。
	A	＝ 評価基準のうちBが3割未満で、Cがない。
	B	＝ S、A、C以外
	C	＝ 評価基準にCが1つでも含まれる。
総合評価:	S	＝ 自己評価、所管評価の《総括》にB・Cが含まれず、かつSが過半数である。
	A	＝ 自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、Bが2つ以下である。
	B	＝ S、A、C以外
	C	＝ 自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。